

〈午後 2 時 5 0 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づいて、1回目の質問を行います。

1、市職員の不祥事とその隠蔽体質の改善について。

(1) 8月5日の野焼きと失火の検証について。

強風だった駅北大火の教訓を無視、野焼き禁止を無視、消防への無通報が、なぜ起きたのか、検証結果はどうなっているか。

(2) 不祥事発生後の対応マニュアルが機能しない理由について。

① 市議会への配慮や監査委員の指摘をなぜ無視するのか。

② 行政がみずからつくったルールをなぜ守らないのか。

(3) 権現荘経営問題の検証について。

① 「帳簿や記録がないため不正の判断ができない」との監査委員の指摘はあるが、なぜ帳簿や記録がないことを検証しないのか。

② 平成29年7月の元支配人の自主返納の申し出と平成29年4月と5月の市の顧問弁護士に自主返納を相談したとの答弁の整合性はどうか。

(4) 不祥事対策について。

① 公益通報の徹底と強化をどのように取り組むのか。

② 怠慢、不手際、過失の定義と悪質性の程度の明確化はどうするか。

③ 不祥事についての第三者委員会の設置義務条例を制定すべきと考えるがどうか。

2、子供の生活向上について。

(1) 小中学校におけるトイレの全面洋式化について。

学校の避難所機能として、洋式化にすべきと考えるがどうか。

(2) スクールバスについて。

① 糸魚川市地域公共交通網形成計画の事業21で、公共的交通から地域公共交通利用への転換とあるが、利用方法について不安の声がある。今後どのように進めるのか。

② 不審者対応の観点で通学距離の基準に加え、通学路の状況も利用基準に含める検討をすべきと考えるがどうか。

(3) 小中学校普通教室へのエアコン設置について。

① 市の設置スケジュールはどうなっているか。

② 避難所になる体育館へのエアコン設置をどう考えているか。

(4) 災害時の対策について。

- ① 液体ミルクの備蓄や保管場所などの取り組みはどうか。
- ② 通学路のブロック塀とともに積雪の被害防止策はどうか。

(5) 「置き勉強」について。

使わない教材を教室に置く対応をすべきと思うがどうか。

3、動物愛護の取り組みについて。

(1) 災害時のペットの同行避難の具体的な対応について。

- ① 災害に応じた避難場所の選定や受け入れ態勢は整っているか。
- ② 避難に備えた飼い主のペットのしつけの周知はどうしているか。
- ③ 避難所における狂犬病対策として、予防注射の把握はできているか。

(2) 野良猫の対応について。

- ① 野良猫の避妊・去勢手術の制度周知は行っているか。
- ② 野良猫の手術には区長等の承認が必要となるが、その周知や説明はどのように行われているか。
- ③ 野良猫の捕獲は行政では行わないとのことだが、動物愛護団体やNPO法人等との連携はどのように行っているか。

(3) ペットを飼っている方の把握について。

- ① ひとり暮らしでペットを飼っている方の把握はどうしているのか。
- ② 動物の虐待や多頭飼育の情報把握は行っているか。
- ③ ペットの飼い方について、定期的な指導やアドバイスは行っているか。

4、子供に特化した特色ある駅北まちづくりについて。

「日本一の子どもづくり」と「0歳から18歳までの子ども一貫教育」を行う糸魚川市として、子供の福祉と教育に特化したまちづくりを進め、「基礎学力と基礎体力が身につくまち」と「きめ細やかな子育て支援のあるまち」を目指すべきと考えます。

(1) 子供の福祉と教育の行政事業の拡充について。

- ① 国・県・市による広域子育て相談支援ができる拠点化はどうか。
- ② 基礎学力と基礎体力が身につく情報提供する拠点化はどうか。
- ③ 育児をする保護者がリフレッシュできる空間の提供はどうか。
- ④ 子供の好奇心を生かした楽しい学びの習慣づくりの提供はどうか。
- ⑤ 何度も訪れたい子ども図書館の設置はどうか。

(2) 民間による子供関連事業の拠点集約化について。

- ① 教材、遊具、玩具、楽器、スポーツ用品などの店舗の集約はどうか。
- ② 音楽、スポーツ、芸術、文化の習い事の提供や案内の集約はどうか。

(3) 子供の体験学習会と子供市場、いわゆるマルシェみたいものになりますが、そういった定期開催について。

ものづくりや調理の体験や疑似職場体験などの実施はどうか。また、間伐材によるアスレチック広場の提供はどうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、市民の模範となるべく消防職員としての自覚の欠如が招いたもので、再発防止を含め、職員一丸となって綱紀肅正に努めてまいります。

2点目の1つ目につきましては、今回の件では、結果的に議会への報告が遅かったと反省いたしております。

2つ目につきましては、ルールの中で不明瞭な部分を明文化し、対応してまいります。

3点目の1つ目につきましては、公会計により処理をしていたものであり、帳簿管理につきまして過失、不手際、怠慢により経営改善が図られなかったものであります。

なお、議会や監査からの指摘を受け、記録を残すよう対応いたしております。

2つ目につきましては、4月、5月の弁護士との相談については、警察からの事情聴取の中で6月ごろに基礎または不起訴が決定されるものと感触を受けたことから、弁済も含め、その後の対応を相談したものであります。

4点目の1つ目につきましては、不祥事防止研修等を継続的に行うことにより、徹底してまいります。

2つ目と3つ目につきましては、発生した案件により、総合的に判断し、対応してまいります。

2番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

3番目の1点目の1つ目につきましては、地域防災計画に基づき、新潟県や関係機関と連携し、受け入れ体制を整えることといたしております。

2つ目につきましては、狂犬病の集合注射などの機会を利用し、周知を行っております。

3つ目につきましては、避難所において予防接種の有無を確認することといたしております。

2点目の1つ目と2つ目につきましては、新潟県による周知のほか、市ホームページによる周知をいたしております。

3点目につきましては、県の保健所や上越動物保護管理センターを通じて情報共有を行っております。

3点目の1つ目と2つ目につきましては、犬の多頭飼育以外は把握いたしておりません。

3つ目につきましては、飼い方講習会の開催通知やチラシの配布などを行っております。

4番目につきましては、現在、駅北復興まちづくり市民会議において、まちづくりの方向性について検討いただいておりますので、その結果を踏まえた上で施設の基本的な構想や計画づくりの際に検討してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

保坂議員の2番目の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、現在全体で約57%が洋式トイレとなっており、順次、洋式化を進めてまいります。

2点目の1つ目につきましては、通学に利用しやすいダイヤの編成や運行経路の見直しをしており、該当する学校の保護者向け説明会を開催するなどの対応をしております。

2つ目につきましては、不審者対策としてのスクールバスへの乗車は、現在のところ考えておりませんが、災害時や豪雪時など通学に危険と判断した場合は利用の検討をいたします。

3点目の1つ目につきましては、本定例会にエアコン整備のための補正予算を上程しており、小・中学校全ての普通教室に来年夏までに設置できるよう準備を進めております。

2つ目につきましては、夏の災害発生時の必要性は認識しておりますが、避難所は学校、体育館も含め、公共施設全体で検討してまいります。

4点目の1つ目につきましては、安全性はもとより、国内での生産体制の確立時期や保存期間等、最新情報の入手に努め、検討してまいります。

2つ目につきましては、現地を調査し、マップを作成するなど危険箇所の点検を行い、災害時に危険回避できるよう指導してまいります。

5点目につきましては、各学校において通学時の負担軽減について工夫するよう指導しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

お願いいたします。2回目の質問を行います。

まず、市職員の今回、野焼きに対する意識というのは、どのように確認をとられてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

市職員が野焼きについてどのように考えてるかということは聞いてはおりませんが、市職員に対して、消防職員、それから消防団員に配付をしました野焼きについては、こういう理由で禁止されている。例外はこうだ。やってはいけないと。そういった文書を全員が閲覧できるようにグループウェアを通じまして、見るようにということで指示して、閲覧にしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私が聞きたいのは、今回の野焼きをした市職員が、要はなぜ野焼きをしたのか、その背景なんですね。そういう背景をきちんと検証しないと、またそのときそのときの感覚、ましてや飲酒をしている場合だとか判断が鈍ってしまうとか、いろいろあるもんですから、そうした雰囲気、背景、そういったところの検証はどうなっているかということでお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

消防職員につきましては、先ほど山本議員の質問にもお答えしましたけども、全職員が交代勤務者はそれぞれの中隊ごと、それから日勤の職員は各課単位で今回の事案に関して、なぜこのようなことが起こってしまったのかという反省も含めてミーティングをしております。

その中で、やはり消防職員として119番通報、それから野焼きの禁止ということは十分承知している中で、本来そういうことをしないように、また、通報するようにと。すべきであったということを各自話し合った中で、やはり知っていながらやらなかったかということは、職員の自覚がなかった。自覚すべきだということで、消防職員としては研修をしております。

〔「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後3時04分 休憩〉

〈午後3時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

本人に聞き取り調査をしております。その中で、やはりなぜかと言われてみると、本人自身も本来やってはいけないということを知っていながらやったということは、その場の流れの中でやってしまった。誰が言い出したかということもはっきりしない中で、片づける中でやったということは、本当に自覚がなかったためであると。そういうことで片づけに一生懸命になって、その中でバーベキューの火を消す流れの中で野焼きをしたということで聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そうしますと、やはり定期的に行われてたイベントであるかのようにお伺いしておりますが、周りにいる市民、また消防団員もおられたということなのですが、やはりそういったイベントのときに、きちんとかうしたルールの徹底というものを、やはり声を上げていかないといけないんじゃないかというふうに考えます。

今回そこまで自覚していながら、もしやったということでは、またそれはそれで問題なんですけども、その辺はどのように、今度指導をしていきますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

消防職員につきましては、この事案につきまして、私からも訓示をしておりますし、それぞれ先ほど言ったようにミーティングで考えさせております。やはり、してはいけないと上司が言ったときには、神妙に聞いておりますけども、それだけでは身につかないと考えておりますので、みずから考えて行動を律するというので、ミーティングで取り上げるようにしております。今までこの事案が発生したときにわかって、報道された以降の10月下旬から11月上旬に1回、それから不祥事研修をやった後に、その反省も含めて1回話し合いを持っておりますし、最近ほかの消防本部でも不祥事が相次いで報道されたのを受けまして、それについて各自ミーティングで検討するようという指示を出しまして、今やっております。

その中では、最初は何といいますか、こういうことはしちゃいけないという打ち抜きの話をしていたんですけども、ここへ来て、消防職員として市民の模範となるべくようにみんなで話し合ってお互いに注意し合って取り組んでいこうと。前向きな方向の意見も出てきておりますので、これを引き続きやっていながら、野焼きにつきましても、定期的に野焼きの禁止であるということを取り上げて、話し合いをする中で確実にそういった危険、不祥事をやらないよう職員として常に自覚をするように取り組みを進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

一言注意というか忠告したいのは、やはり消防士という職業柄、もしそういうイベントがあれば率先して野焼きは禁止していくべきだと。そこで声を上げる立場の人ですよね。それが一緒になって野焼きをしたということは重大な、自覚の欠如なんでもんではないですね。指導的立場の人間が、そこにいたこと自体がもう大変な問題であります。その認識については、もう十分反省しているというふうに伺っておりますけども、何度も何度もやっぱり言っていただきたい。

次が問題なんです。

野焼きについての認識は、自覚はなかった。でも消災に対して無通報であったと。これはどういふことですか。この背景って何かありますか。聞いてますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

それにつきましても何度も問うんですけども、やはり目の前に火を消すことに一生懸命になってしまって気づかなかったということでもあります。目の前の火事を消せるのではないかということで、一生懸命消してるうちに消防隊が到着したというふうに本人は言うておまして、全くそれについては自分の自覚がなかったことが原因だというふうに言うております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ただ、大人の判断として、誰かに通報してくれと一言言えばいいだけですよね、消火活動しながらでも。ちょっと私には合点がいかない。だから今回、この質問の項目のように隠蔽体質というのが根強くあるんじゃないか。そこを改善しないとイケないんじゃないか。そういう思いで今回、質問させてもらっています。ここはきちんと確認とってもらいたんですけど、いかがですか。どういうつもりで無通報だったのか。隠したかったんじゃないんですか。その辺確認とりましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

お答えします。

隠そうというつもりはなく、先ほど申し上げたように目の前の火を消すことに一生懸命になって、通報を失念してしまったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ではそのように確認をとったということですね。わかりました。

次に、この日の状況です。

高温で、風も少し、五、六メートルですかね、吹いていたという中で、この火の扱い、これはどういうことですか。こういう高温で乾燥してる状況の中で野焼きを行うというこの判断は、どう捉えますか。確認されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

あの状態で、当日の状態では火災警報が出ていれば、火をたくことは禁止になるんですけども、

出ていない状況ですので、火入れをすること自体は禁止されているわけでありませんが、消防職員という立場であれば、当然こういった天候では、火をたくべきではないという判断をすべきではなかったのかというふうに、私どもは考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

残念ながら、今回火入れという言葉を使いましたけど、今回は野焼きは野焼きでもバーベキューで出たごみですね。市は一生懸命分別をして、こういうときには持ち帰りましょうという、そういう運動論があるかと思います。その辺も自覚がなく、欠如してたということによろしいんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

ごみにつきましては、適正に分別をして、それぞれ適正な処理をするということが当然であります。それをやらなかったということは、やはり自覚はなかったということで判断をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回の野焼きの件については、市職員としては、市の処分はもう下っていると。10月1日付で下っております。

ただ、全国のいろんな事例を見ますと野焼きについては、場合によっては罰金等のそういう刑罰も出てるんですが、今回は該当しないということで、その辺はよろしんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

この事案につきましては、警察も調査を、捜査をしておりますので、その結果によっては何がしかの検察庁の判断なろうかと思えますけども、起訴なり、それを受けての刑事処分がある可能性があります。それにつきましては、本人からそういう事態になったときには、本人から報告を受けるようにしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それから、このときの総務文教常任委員会でも確認させていただいてはいるんですけども、この



消防団のポンプ車の使用ですね。消防団の活動服を着ないまま取り扱った問題というのは、かなり重大な問題であるかと思うんですが、その辺は消防職員から見て、きちんと通報してからやるという、これすらもできない状況だったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

結果といいますか、現状は、今おっしゃったように通報なしで車をとりにいってバーベキューの格好したまま消火活動をしたということでございます。今からといいますか私ども考えるに、まずは119番通報をして、出動内容の命令を待って出動をすることは可能であったというふうに思っております。ですから、不適切な対応ということで、消防団では重く見まして、当該消防団員には嚴重注意処分をして、全消防団員に団長名での通達をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

最後、確認いたしますが、今回、通りかかった方が通報してくださって、消防車も駆けつけて、火は大きく広がりませんでした。でも駅北大火の教訓からすれば、風があって、乾燥してて、飛び火ですよ、ああいうことがあって大火になりました。このときのいろんな背景を考えたときに、悪い条件が全部そろってしまっている。しかも通報もしていない。自分たちで消そうと思って、消しとめられればいいかもしれないけど、それが広がってたら、じゃあどうするんだというところを懸念するわけですね。これで民家が燃えてしまったなんてことは、本当に大変なことであります。そういったことを考えると、どうしてもやっぱり厳しい対応をせざるを得ないんだろうなというふうに思っております。その辺の今いろいろ対応はしてるというふうにあるんですけども、もう一段厳しいことも考えなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

丸山消防長。〔消防長 丸山幸三君登壇〕

○消防長（丸山幸三君）

今後の防止と、この件については本人に十分厳重に注意しておりますし、本人は処分を受けたところです。今後の対策として、先ほど申し上げたミーティングを引き続きやってくということと、9月末に設置をしました、消防本部内で設置をしましたハラスメント等撲滅委員会、常にこういったことにつきまして取り上げて、対策をとってまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今回の事案が明るみになって、市民からの目線で見た場合に、市民からはこういった野焼きをや

って、処分がこの程度だというふうな認識がされております。今後、野焼きに対する注意喚起のときに心してかかっていかないと大変厳しい状況かなと、私は思っております。その辺もぜひ丁寧な野焼きの、この法令遵守に向けた努力が必要かと思っておりますので、その辺、またよろしくお願ひします。大変な中でやらなきゃいけないと思っておりますけど、でもやるしかありませんからね、よろしくお願ひいたします。

じゃあ次2点目、不祥事発生後の対応マニュアルが機能しない理由についてであります。

市議会への配慮、監査員の指摘をなぜ無視したのかと。無視なんですね、軽視ではなくて、ルールにあるのにしなかったということなんですね。織田副市長は、判断ミスだということなんですけど、マニュアルに対して判断ミスというのはどういうことか。説明いただきたいんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

職員の不祥事発生時の対応マニュアルにおきまして、市民の代表である議会への説明についても配慮することとあり、その配慮の捉え方なんですけど、具体的なルールが明確でなかったというように思っております。

ただ、その時点では、10月23日の記者懇談会で報告を予定し、その前の16日ごろまでに市議会に説明する予定であったと。このあたりが、結果的にはそういうことにつながったというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その10月23日の記者会見であるとか16日というその設定というのは、じゃあいつ正副議長等に報告入れたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

結果的には、説明をしなかったと。こういう日程でいきたいというように私どもが考えた日程ということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

子供が考えてもそんな理由成り立たないんですよ。10月4日にマスコミが取材入って、その後、正副議長、所管の委員長に報告があったわけですよ。その後の話を皆さんされてるわけですよ。

だめですよ、そんなの。理屈通らないでしょ。だから、ルール違反だというんですよ。何で素直に認めないんですか。そっちのが怖いですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

確かに、結果的にはルール違反というような形でとられてもやむを得ない部分があるかも知れませんが、文言として、配慮をするという表現の中で、そういう判断をしていったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁でよろしいですか。私だけの答弁じゃないんですよ、今の答弁って。議会全体に対して、じゃあ不祥事が起こったときにこういう対応でよかったと今言っちゃったんですよ。とんでもないこと今言いましたよ。今後も、じゃあそういう対応になるのかと、今言われたから改善してるだけの話であって。こんな市の職員で、駅北大火があって、こんな重要な問題を逆じゃないですか。みんな隠したかったんじゃないんですか。そこいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

決して議会軽視という認識でやっていたわけではありません。ただ、こういった事案を踏まえる中で改善に努めていかなければならないというように考えております。

〔「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後3時22分 休憩〉

〈午後3時23分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

反問を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

申しわけございませんが、再度ご質問をお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

つまり、今議会に対しての今回の対応が、皆さんの常識だとしたら、とんでもない話になると。この事案があってから、今改善されてますけど、それまではそういう感覚でいたのかということですよ。議会には軽視してないと言いましたけど、軽視どころじゃないですよ、無視してるんですよ。そこに反省の弁はないんですか。

○議長（五十嵐健一郎君）

反問を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

結果として、隠蔽しようとかいったこともないですし、議会軽視というつもりはなかったんですが、結果としてこういうことになったということで、現在反省をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それで不明瞭な、自分たちでつくったものは不明瞭なマニュアルに沿って考えても、皆さんはこれについて議会に報告するかどうかって、多分、考えたと思うんですよ。誰一人も議会に報告しなきゃいけないと思わなかったんですか。その辺の経過どうですか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

先ほど記者懇談会の前に議会へ報告しようといったことで、議会に報告しなければならないという事は意識しておりましたし、ただそれが結果的に遅くなったということで、反省をしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、皆さんは8月5日にあった事案で、たしか7日の日に、事のてんまつ書というのを吸い上

げて、8月5日の発生ですよ。で9月には9月議会もあって、10月1日付でホームページに処分を公表。しかもその後にマスコミの取材が入って、議会報告ですよ。これは皆さん、こんなにたくさんおられる中で、議会の報告は、その後でいいんだ。それが妥当なんだ。そういう対応でやってきたということによろしいんですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

結果として、こういう形になったというのは、深く反省してるところであります。経過の中で、やはり職員の処分というのは、本当に非常に重いものですので、やはりそれなりに検討する時間というのは必要でした。その中でやはり議会にどの時点でというのも考えないわけではなかったんですけども、議会に報告することによって、市の処分の内容に影響するというのも、それも問題なのかなということを考えておりました。

10月1日の処分を受けて、なるべくは早目に議会のほうへ報告したいという中で、16日ぐらいまではということを決めたところですけども、マスコミのほうは、どこでわかったのかわからないんですけども、その取材が処分発表後、すぐに出てしまって少し、少しというか順序がそこで逆転してしまったということで、その点についてはやはり今後見直しというのはするということで考えておりますので、今後このような形にならないように努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません、今、藤田副市長の答弁ですと、ちょっとつじつまが合わなくなってしまうんですね。それは10月1日付でホームページに掲載されてるわけでしょ。処分出してるわけでしょ。だから、マスコミが4日に取材しようが何しようが、全然自由なわけで、何も問題ないと思うんですよ。要は、1日に処分が下してることも議会には報告なかったと。むしろマスコミが取材して下さったおかげで議会のほうに報告があったということなんですよ。だから意味合いが全然違うんですよ、皆さんの捉え方と私たちの捉え方というのは。これで軽視する気はなかった、無視するつもりはなかったと言っても、それは理屈が通らないですよ。非常に私は恐ろしい現象だなと思っております。だから、織田副市長は、自分の判断ミスということでやめられました。でも処分下ったわけじゃないです。ただやめられました。本当は、検証作業してほしいんですよ。何でこんなことになったのかって。あなた方は反省して、次へ、次の対策へ、次の対策へと行きますけども、検証が足りないんですよ。権現荘のときもそうだと思いますよ。検証が足りないんですよ。だから、言葉悪いですけど、小手先で何とかやれば先へ送れるんじゃないかというのが、すごいにじみ出てきているんですね、皆さんの行動に。今回、最たるもんだと思いますよ。もうちょっと違う形で深く反省すべきじゃないですか。市民にもある程度、コメント出すべきじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

確かに保坂議員のお怒りというのはわかるわけですが、結果としてこういう形になった。実際、運用ルールとして、どういう場合に処分を下す前に報告するとか、処分決定後、どういう形で報告するかというのが非常に不明瞭だったということで、今回の件を反省して、そこら辺は今後しっかりしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私個人としては、なかなか納得できない答弁でありますけども、時間の関係もありますので、ここでやめますが。

あともう一つ気になる点がありまして、織田前副市長になりますが、今回のこの報告のことが、議会の信頼を失ったという表現をされてるんですね。私は正直言って意味がわからないんです。それなら過去に権現荘問題で、議会からのいろんな説明責任を果たしなさいと決議文いただいたほうが、むしろ重たいかなと思ってます。今回は、報告の判断ミスという、本人は言ってます。ただ、質問書が出されたから、正副議長から質問書が出されたらやめるのかという話なんです。その信頼を失ったってどういう解釈をしたらいいんですか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

その考え方については、前織田副市長の思いでありますので、その深いところはわかりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私も本当わかりません。そうしますと皆さん、正副議長から、不祥事があって質問書を出されたらやめるのかなと思っちゃうんですよね。この辺をどう解釈します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、やはりそれではないかと思うわけですが、ご本人は、自分ではそう言

ってるだけでございます、私はそう思っていないと思っております。要するに、しかしやめるという一身上の都合という形の中での考え方という捉え方でおるわけでございます、私といたしましては、やはりやめてほしくなかったというのが実情でございます。

しかし、本人の意志はかたいものでございますので、私といたしましては、受理をさせていただいたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、記者会見のときの信用を失うというコメントは、あくまでも前織田副市長のコメントであるという、行政は何らそういう確認とか、どういう記者会見を行うとかというのは、もう関知しなかったということよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

関知するというようなことではなくて、ご本人の意思がもうはっきりそういう発言をされておるわけでございます、かかわるとか、かかわらないとかというところでは、時点ではなかったと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私の感覚からすると信頼関係というよりもやっぱり緊張関係が正しいかなと思っております。やっぱり行政と議会、緊張関係の中で、やっぱりやっていかなきゃいけないと思いますので、ちょっと今回の言葉はなかなかちょっと理解しにくかったなというふうに思っております。

続きまして、（3）権現荘の経営問題の検証についてであります。

帳簿や記録がない不正の判断ができないという監査委員の指摘があるんですけども、これについて、調査は限界でやめました。報告も一応出してもらってます。

ただ、公会計だから記録がないという、その理屈についてはやっぱりだめなんですよ、その理屈だと。やはり経営上は棚卸し等をしないと、やはりお金の動き、コストの把握、あと今後の対策が打てないわけですよ。だけど、いただいた資料の中では、何か定期的にそういう会議も行って、売り上げを見ながら判断したというふうになってます。やっぱりここはもうちょっとしっかり職員の仕事っぷりとして確認しなきゃいけないと思うんですよ。公会計だからいいんだなんていってたらだめですよ、やっぱり。しかもプロですからね。雇い入れ方が、市職員のただ延長上やありませんよ。赤字改善をするためのプロを雇ってるわけですから、会計の記録がないって通るわけがないんですよ。だから、そこの検証はきちんと行政として出さなきゃいけませんよ。そこいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

これまで権現荘の関係で、いろんな24項目にわたる調査内容等を踏まえまして、それぞれの時点、それぞれの場面場面で調査も行いましたし、現場に対してどういようなものが必要なのか。あるいは整っているのか、整っていないのかも含めながら、その都度、検証しながら進めております。

これまでの中で、物品出納簿ですとか棚卸し等についてご指摘をいただいているところですが、そのあたりについても検証を再度いたしまして、現場のほうで整えて営業の中で活用しているというように行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

では、検証してるんですね。検証報告書みたなものもあるんですね。私、疑問に思ってるのは、平成24年、25年のときには棚卸ししてるんですね。けど26年、27年やってないんですよ。そういった経緯も全部検証されてるんですね。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

検証については、報告書というような形でのものはまとめてございません。ただし、現場のほうでご指摘いただいた問題点等について、現場のほうに周知をいたしまして、そちらのほうを改善するというようなことで進めさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

なぜ検証した後に議会に出さないんですか。委員会でちょうど調査してたでしょ。何で出さないんですか。言われなかったから出さなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。



調査項目等の関係につきましては、これまでも委員会のほうで資料を出ささせていただきながら、その中で説明をさせていただいて、内容を確認していただいたというふうに理解してございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それ違うんですよ。24項目の調査も19項目の調査も議会側からどうなってるんですかと調査依頼なんですよ。私が今言ってるのは、そういう調査を踏まえてどういう不備があったのか、どういふところがおかしかったのか、どういう支配人の指導があったのかというのを検証したのがあるかと聞いているんですよ。調査じゃないんですよ。調査が終わった後にどういった検証をしたかと聞いているんですよ。あるんなら委員会、委員会というか全議員に出してください。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

検証の内容の中で、例えば1年間にわたるレジロール等の存在がなかったというようなことも指摘されておりますけれども、そのあたりについても現場のほうで確認をしまして、発見されたというようなことで、そちらについても総務文教常任委員会のほうで報告させていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

簡単に言いますよ。お酒の受け払い簿とか、なぜつけなかったのかって検証しましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

受け払い簿、あるいは棚卸し等についての件でございますけれども、これまでの委員会の中でも前支配人のほうからも発言がございましたけれども、棚卸しとか物品簿については、そこまでの意識が行かなかったというようなことでお話をいただいているところだと思っております。

したがいまして、そのあたりを含めまして現場のほうに周知を図っているというようなことで対応をさせていただいたというようなことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今の答弁ですと、だから議会に提出してきた決算認定書であるとか、予算の算出根拠が全部でたらしめだったということになるんですけど、それでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

議会のほうにお示ししましたこれまでの決算書等につきましては、公会計の中で確認した中で会計処理を行っておりますので、その中において金額について執行したもの、収入したものについて説明をさせていただいたというようなことで考えておりますので、その金額が間違っているというようなことではございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

でもやっぱり検証の報告出してください。単純に言いますね。単純に、食材料費が5,000万かかったとしますね。原価率、この原価率もすごくあやしいんですけども、例えば60%だと8,333万円の売り上げになります、単純に原価率掛ければ、5,000万の食材料費で一番数字がよかった47%かな、0.47で割ると1,638万円になりますよ。だから、大体5,000万円の食材料費で、原価率が60%と47%で、その差額が2,305万円も出るんですよ。こういうこともちゃんと検証しているのかということがすごく心配でして、だから、原価率のこの違いだけで2,000万の差額が出るんですよ。それをあなた方は棚卸ししたり、しなかったり、で、受け払い簿つけたり、つけなかったり、誰のお金ですか、これ。あなたたち固有のお金ですか。これもうちちょっと検証しなきゃいけないでしょ。調査はもういいですよ。あんまり中途半端な調査ばっかなら検証してくださいよ、ちゃんと数値的に。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

そのあたりについて部内の検証もしたんですけども、やはり棚卸しの資料ですとか物品出納簿の関係がやっぱりそろっていないと、やっぱり難しいところが正直ございました。それで、例えば物をどれぐらい買って、どれぐらい消費したというような形の中で、例えば棚卸しの中では、魚を1匹買った中で、その魚がどのような形でお客様に提供されたかというような形のものも含めて棚卸し等の資料の中で調べることができればいいんですけど、そのあたりがやっぱりご指摘のとおり不備であったというようなことで反省しておりますし、その棚卸しの資料等がやはり現状ではなかったことから、そのあたりについて詳しい調査までは検証できなかったというようなことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから今、自分の答弁で言ったでしょ。公会計じゃあもう限界でだめなんですよ。もう一つは、棚卸しをやったり、やらなかったりっておかしいでしょ。検証しましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

棚卸しをやった年とやらなかった年というようなのはあるというふうに聞いております。

ただ、これは指摘をいただいた上での感想というようなことになろうかと思えますけれども、それまでに1年に1回の棚卸しをしておったというようなことで、これまでも報告をさせていただいておりますけれども、やはり毎月毎月の棚卸しをしっかりとすることによって経営の中身をきちんと把握しながら営業運営を努めていくべきであったなというふうに考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、24年、25年やっとして、26年、27年やらない理由がわからないと言ってるんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

24、25につきましては、そのあたりやっておりましたけれども、26年、27年につきましては、リニューアルの関係が出てまいったことから、そちらのほうの関係でどうしてもなかなか手が回らなかったというふうに確認をしておりますが、そのような中であっても、きちんとそういうようなものをつくりながらやらなければならなかったというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

あなた方は、お給料をもらって何をやとるんですか、一体。しかもプロの人間を登用しておいて。もう今、市民の方、今の答弁聞いてて、本当にご商売されてる方から見たら、本当にながかりしてますよ。あなた方に税金預けられないと思ってると思いますよ。堂々めぐりになるんで、もうやめますけれども。それは絶対、検証結果の報告出してくださいね。お願いしますよ。中途半端に終わらせちゃいけませんよ。

次もう一点、②の平成29年7月の元支配人の自主返納の申し出と、平成29年4月と5月の市の子も弁護士に自主返納を相談したということが9月の総務文教常任委員会の予算認定のところで出てきました。この整合性、さっき答弁聞いてたんですが、私それでも理解できないです。もう4月、5月の時点で自主返納の相談を受けとって、何で議会に倒しては7月の自主返納の申し出があったという報告書になっとるんですか。これはどういうことでこんなずれが出てくるんですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

9月の決算審査のときでの話だと承知をしておりますけれども、自主弁済というようなことで使わせていただいております。自主弁済につきましては、損害賠償等も含めた中での想定というようなことで考えてございまして、返納ということではございませんで、9月のときは返納というふうなことで弁護士と相談はさせていただいておりますけれども、4月、5月については自主弁済、弁済ということで相談をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

済みません。私やっぱり言葉の定義が勉強不足で自主弁済と自主返納の定義の違いと、その主たる目的とか違い教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

まず、4月、5月というのは、向こうからお金を返したいという申し出あつての相談ではなくて、3月での議会の対応の中で、やはり市として損害賠償の請求ができないか。もしくは、市ができないとして、相手方のほうから自主弁済の申し入れを受けて、そういう解決方法がとれるかということで弁護士相談のほうをしております。

弁済という言葉については、相手方の債務を弁済する、いわゆるなくすという行為になりますので、弁済を受けるということは、市として相手方に対して、相手方の行為の債務を市がそれを、ある意味認めるという形になりますし、今回、7月末に返納ということできましたのでは、今までもらっていた報酬の一部を迷惑料として返納したいということですので、弁済ということの意味というのは非常に重たいものですし、その弁済額が妥当かどうかということが今回の資料では判断できないですし、市として損害賠償請求するにしても賠償請求額の根拠、そういったものが全くないということで、それは無理であるということで顧問弁護士のほうから指導を受けております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

素朴に、何で委員会で説明しないんですか、それを。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

委員会での説明は、前織田副市長が中心になってやったと思っていますので、どうして細かい部分までというのは、ちょっとわかりませんが、一貫していたのは、あくまでも4月、5月というのは、いわゆる権現荘問題での対応について、いろいろなことを弁護士に相談していたと言っていたと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、こういうことになるの嫌だったから、委員長の立場で何度も織田前副市長に確認したんですね。自主返納だと最後言い切ったもんだから、堂々めぐりになるで、それで委員会を閉じました。だから、藤田副市長はそんな状況を見てないからわからないと思いますが、明確に記録にも残りますし、だから、そういったことになる議会に対してやっぱりうそをついていたことになるんですね。7月の申し出があったということと、弁済であろうが返済であろうが、返納であろうが。そういう行為が話し合われていたことを黙ったわけですから。そこはやはり委員会に対して失礼だと思うんですね。その辺いかがですか。市長、お願いします、答弁。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

4月、5月の弁護士相談については、今までも、いわゆる起訴・不起訴になったときに市としてどういう対応をすればよいかということで説明してきたというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

だから、まさにそのところを委員会で確認とったんですよ。何度もやりとりして、自主返納だと言われたもんだから、だから、藤田副市長は、多分現場にいないからわからないんですよ、そのことが。だから、報告受けているだろう市長に、その辺どうなんですかと、今、聞いているんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、やはりお答えしておるとおりだと思っております。

ただ、今言ったように言葉が多少違う部分があるかもしれませんが、基本的には、今皆さんが答弁させて、職員が答弁したとおりであると思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

中途半端ですけど答えていただけないので、ここはもうこれで終わります。

次に、3番、動物愛護の取り組みについてにします。

この質問は、田中議員のほうからも平成28年6月、30年6月に質問されております。ちょっと細かいところを確認させてください。

（1）同行避難のところでございますが、同行避難について、市職員の認知度はどの程度のものがありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

前回の田中議員の質問で、同行避難と同伴避難の違いというような話をされて、私自身もそのとき余り違いがわからないというような状況でした。当然ながら担当の環境系の職員については、その辺についてはしっかり認識していると思っておりますけども、同行避難という部分で市職員がどれだけの認識があるかと。全体の市職員ということになると、なかなか難しい、認知度としては低いんじゃないかというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

この質問の項目にも掲げてあるとおり、災害時のときにでございます。どの職員がどの避難所の担当をするかわかりませんが、その辺の周知の徹底が必要かと思うんですが、その辺の今後の取り組みはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

基本的には、災害時のペットの対応ということで、当課の職員が当たるというのが基本となりますけれども、大規模災害等を考えると当課の職員が全ての避難所を担当できるわけでもございませんので、その辺については、また避難所担当の市民課のほうと調整しながら周知をしてみたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

県のほうからもガイドライン等が出てくるかと思うんですが、実際に避難所内における避難後の職員の対応するシミュレーションであるとか、あと今ほどお言葉にありましたとおり大規模災害時となると、正直言っててんやわんやになって、なかなか対応というのも本当のこと言うと難しいのかなというのもあるんですね。

ただ、場所と状況によっては避難している頭数、つまりペットの数の把握であるとか、先ほど狂犬病対策でそういったところの有無を確認するとあったんですけども、そういった知識であるとか、その辺のシミュレーションについての今後の取り組みについて、今現在どのようなことを考えておられますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

地域防災計画、県の地域防災計画でもそうなんですけれども、避難所のペットの対応というものについては、やはり県が中心となって動物救済本部というものをつくって対応しますということにはなっております。

ただ、それがどのような形でそれぞれの避難所で対応するという部分については、駅北大火とか水害のような避難所が少数のときについては、私ら職員についても経験がございますけれども、全市が被害を受けるような、地震災害の場合の対応という部分については、まだまだそこまでのシミュレーションというのは行っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

できましたら、もう少しペットでありますけれども家族同然というふうな認識の方もたくさんおられますので、その辺も考えていただきたいと思います。

次に、野良猫の対応についてでありますけれども、野良猫の、こういう県が出してるチラシがございまして、市民周知をぜひしていただきたいのが、この行政の対応ということで赤字でちゃんと書いてあるんですね。動物愛護センターや保健所、市町村役場では、猫の捕獲はしておりませんと。

したがって、被害を受けてる方が、みずから追い払っていただくしか方法がありませんと。これが意外に多分伝わってないかと思うんですね。野良猫を、またいろんな支援がありまして、去勢だ

とか避妊とかの手術受ける場合も、地区の区長さん、野良猫が生息しているエリアの区長さんの承認を得てやるというルールになってるんですが、その辺も市民の周知もそうですが、各区長さんへの周知または講習等をしていかないとならば任期が来れば人もかわってしまいますので、そういったところを徹底していただく意味で、こういう回覧だとか周知、あと区長さんへのレクチャー、そういったところを今後どのようにされるのか、ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

この件に関しましては、市に相談がある場合については、それぞれ何ですか助成制度の概要とかそのようなお話はさせていただいているのが現状です。どちらにしましてもペットの関係については、県が主体となる仕事でございますので、市といたしましても県のほうと協力しながら、今後どのように周知していくかも含め、県とまた相談しながら周知をしてまいりたいというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

かなり自治体によって、取り組みの温度差があるみたいなんですけども、私はもうちょっと糸魚川市もこのペットの対応については、もうちょっと丁寧にやっていただきたいくて、私の願望ですが、糸魚川市においても動物愛護条例なんかを制定して、周知だとか、あと定期的なレクチャーであるとか、あとやっぱり殺処分ゼロということも糸魚川市としてもぜひ取り組んでいただいて、飼っていただける方を紹介する場をつくったりだとか、そういったところをぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、これはぜひ検討していただきたいんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

先ほども申し上げましたように法的な動物愛護及び管理に関する法律という中では、ペットの関係については県の仕事ということになっております。ですから、基本的には住民の一番近い立場にある市町村、市といたしましては、当然、住民の皆さんと県をつないだり、また住民の皆さんへそのような情報提供をするという部分については、今後取り組んでまいりたいというふうに考えておりますけども、条例までつくって対応という部分については、現段階のところでは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）



すみません、ちょっと時間がなくなったので、ちょっと項目を変えます。

子供たちの生活向上については、(2)のスクールバスについてであります。

私がお聞きしているところによりますと、中学生が今現状のバスの混雑ぐあいから、今打ち出されている一般の方も同乗するような方向性に動いているところで、すごく不安の声があると聞いております。中学生においては、部活にもよって大きいかばんを担いで登下校されるみたいで、バスにおけるスペースというのも単純に人数だけで把握してほしくないという。やっぱりそういったところまで空間を考えた上で、混んでるのであれば、混んでるスクールバスについては、普通に一般の方を入れるとかそういうことではなくて、また別の対応をしていくとか、そういう考え方できちんと説明していただきたいんですが、今どうも何か誤解されているような、スクールバスが路線バスに変わるという感じの感覚で受けとめられてるみたいなので、スクールバスはスクールバスとして、私はニーズに合った形で運営しなきゃいけないと思う。

ただ、スクールバスにあきが出る分には、またその一般の方を同乗できるような工夫はできないかという感覚でいるんですけども、その辺がどのように市民に伝わっているのかちょっと心配なんですけど、その辺ちょっと確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

公共交通網形成計画の中にも公共的交通、いわゆるスクールバスと路線バスが並行して、同じような時間帯に同じようなルートを走っておる。こういう弊害をうたっております。今回、スクールバスの路線バス化というのは、ある意味それを目指しております。当然、公共交通網形成計画の中では、車の運転できないお子様ですとかお年寄りのために、朝・夕の時間帯については登下校ということに念頭を置いたダイヤ設定をしようというふうに考えておりますし、時期によっては、部活によっては時間が変わるということで、そういうダイヤについても子供の都合に合わせやすいような柔軟なダイヤ編成というのをやる中で、なるべくそういう効率化というところも考えまして、スクールバスと路線バスの統合、スクールバスを路線バス化するということを今度の春から実現しようというものでございまして、それらに関しましては、担当する子供のほうの部署とともに各中学校、各小学校等に出向きまして、説明をいたしまして、おおむね各地域で合意をいただいております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

わかりました。私自身の認識が違ったというのが今わかりました。

ただ、今現在、スクールバスの乗車状況でいっぱいになっている中で、それをいまずぐやるというのは、それはちょっと逆におかしな考え方だと思うんですよね。将来的にそうしていくというの

はわかるんですよ。子供の人数が減るなり、空間があくなりということはわかるんですよ。今いっぱいいっぱいになってるところに、もしそれを導入すると、それは子供たちは皆、不安に思いますわ。それはちょっと慎重にやっていただきたいんですけど、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

先ほど保坂議員の部活に関して荷物もたくさんあるので、人数だけで考慮すべきではないというご提言をいただきまして、その辺は早急に検討をしなければいけないというふうに今考えております。検証をしなければいけないというふうに考えておりますが、少なくとも人数だけで考えた場合に、当然、系統は今までのスクールバスの系統というのを生かしますので、そこに同じぐらいの人数の一般の方が乗っていただければ、それはそれでバスの台数を追加したり、ありがたい話ではあるんですけど今のところは系統も時間帯も同じようなことでスクールバスを路線化すると。そこに路線化ですので、一般の方も乗ろうと思えば乗れるという状況ですので、その辺の検証は必要ですけど、余りその辺の心配ということに関しましては、少ないのではないかなというふうに今考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

細かいことを聞いて悪いんですけど、子供たちの登下校のときに立ち会ったりとか、その辺のチェックというのはされてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

朝、特に帰りは部活の子ですとかばらばらですので、朝の時間帯に対して学校で出迎えて混雑の状況というのを確認しとるということは、今のところやったことがございません。

ただ、学校のほうに意見を聞いたりですとか、当然、特に西海のほうから来るバスは、もう冬期間寒くなってくると中の人の息でガラスが真っ白けになって、中が丸っきり見えなくなってくりゃ、いっぱい乗ってるんだなという状況は把握しておりますけど、その状態を極端に悪くするものではないというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その一言が非常に大事かと思えます。導入するに当たっても、導入するのは方向性は私もわかりますけども。やはりトライアル期間みたいな形で少しちょっと調整期間もあるんだということも言

いながら、やっていただきたいんですね。やっぱり実際、その立場になってみないとわからないことたくさんあるかと思うので、今、素直にというか正直に調査してないということだったんで、ぜひそういったこの声もきちんと、子供たちの声もきちんと聞いた中での導入をしていただきたいんですが、その辺お願いしてもよろしいでしょうかね。大丈夫ですかね、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

これまでは、学校に出向いて先生に直接聞き取りをするという状況だったんですけど、例えばこれから子供はどういうふうに行ったりしますでしょうかということや学校の先生を通じて聞いたりですとか、逆に運行を今担っておる糸魚川バスの運転手が見た混雑の状況とか、その辺に関しても私どもで聞き取りをした上で検証していく必要があるというふう到现在感じております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

やっぱり百聞は一見にしかずだと思いますので、できましたら腕章か何かつけて現場を見ていただきたいなと思います。

それからちょっとこれもなかなか現状を見ていただきたいんですけど、例えば根知の関係でのスクールバスでの時間帯ですね。やはり最初に乗る子の時間帯がやっぱりかなり早いと思うんですね。うまくスクールバスと路線バスのうまい融合ができれば、根知から来る子は大野とかを飛ばして直通で糸魚川中学校へ行って、病院へ行くみたいな、何かそういうこともちょっと検討してもらいたいなど。大人たちの都合、人口減少の都合で統合されてきてるわけですから、やはり距離的にはかなり遠いし、朝も早いということを考えると、そういった工夫も今回の計画の中で少しできるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺の検討をぜひしていただきたいんですが、その辺いかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐建設課長。〔建設課長 五十嵐博文君登壇〕

○建設課長（五十嵐博文君）

特に根知線の関係につきましても、昨年度ずっと地元と意見交換をしてきました。その中で、根知線は当初、根知川を挟んで東回り、西回りというものがあった、それが便数は少ないものの、なおかつ、自分の行きたいほうに行けるバスかどうか分からないという非常に複雑なダイヤという悩みといいますか意見をいただきまして、地元と協議して、東回り、西回りという考え方ではなくて、一筆書きというダイヤに設定をするということにしました。

ただ、一筆書きになってしまうとどうしても効率性というところでは、便数がふえるという面では利便性は上がりますけど、時間を要してしまうという不効率性というのは、新たに生まれてくる

ところでございますけど、それらに関しても今後、お子さん、特に起点に近いほうが早く、学校の時間に合わせますので、出発時間、起点に近ければ近いほどどうしても早まってしまうという傾向はあるんですけど、これに関しては、地元のふだんのバス使いをする方の意見も踏まえたダイヤ設定の結果であるというふうにご理解いただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

いろいろ統合とかいろんな経過がある中でのスクールバスでございます。ただ今回は、逆に言えばトータルで見るといい機会なものですから、そういった子供たちの生活の向上のために少し工夫をいただければなということ提言させていただきました。いろいろ課題はあるかと思いますが、子供たちにとっていい形になるように、ぜひお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さんでした。

〈午後4時11分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員